

床木部落共有林 三

— その創設についてのことなど —

会員 泥谷捨夫

昭和三十一年森林開発公団発足、本郡東京、支所福岡、大分出張所員八名で、県内約二万町歩の造林地を、管理監督しております。始めの目的は、大規模山林、例えば吉野・大峯山系、四国鋸山系等の林道開発でありました。

官有地造林を目的とする造林者が、人件費の高騰などで伐採跡地の植込まで手一杯、高規造林に手が廻らぬ状態となり、前記公団が、昭和二十六年頃から行なうようになりました。

それより大面積の奥地で、水源涵養林で一種の保安林を作るもの、県知事の指定をうけ、地主（大部分共有地）と公団の二者、所により更に森林組合を入れた三者で、契約書を取り交わし、遊休地造林を推進するものであります。

床木地区では、昭和三十八年第一回分として、神社山（東峯部落共有地）台帳面二十五町歩の、約四割相当分を、公団・床木地区民二者で契約し、事業は床木地区民が行なう契約をいたしました。

苗木代だけは床木部落持ち、造林費用即ち植込及下刈り等の日当は公団持ちで、大体四十五年期で、保安林で

あるから県知事の認可をうけ、双方相談の上で売却し、代金は公団五、地主四、事業者一の割合で取得します。従ってこの分は半分が床木部落の取前になる計算であります。ところが実際は、二十五町歩の四割が四十町歩目とあり、合計約十二万本の苗木が植込まれました。

床木部落では以来次々と契約し、現在三百八十町余を造林しており、伐採跡地も若干あるが、大部分は遊休地や金に乏らぬ雑木林で、またまた次々と造林適地が控えております。後記中尾地区も、今売伐伐採中ですば、造林最適地で、現在西河内から中心部まで、大型トラックの通れる林道も開設され、木材の搬出や、造林資材の搬入が、一段と便利になりました。

公用造林といっても、人々はマイクログラスで送迎してもらい、午前八時始業、午後五時終業で、賃金もそこそこですし、及な普通の労働者並で、殆んど年間下伐など当分は仕事の切れることはなく、安定した作業場と喜んで居ます。

外に、県造林公社と呼ぶ制度もあり、主に個々の山、それも五町歩以上が対象のようです。共有地も勿論含まれるが、床木地区は殆んど前記森林開発公団と契約し、造林していません。

これまで散り散りに、お七こ七と勝手に造林していた床木部落共有地も、整然とした計画造林地に変わり、三十年後の美林と想像すれば、有権者の一人として、筆者も心躍る思いで、あらためて祖先の方々に感謝せずにはおられません。

部落共有林を、いかに共有財産を書く以上、どうしてもおとしはならぬ、重要な大恩人、床木部落民だけに、旧明治村民も、全弥生所みんな、忘れてはならぬ、

今日亡き旧床木の庄屋さんの血をうけた、河野豊氏を忘
れてはなかりません。

氏は嘉永元年の生まれ、昭和三年八十歳で長逝されま
した。

筆者の記憶に残る河野豊氏は、古よつと西郷隆盛を連
想させるような風儀、魁偉、眼光鋭く、鬚声といふが大
声でものを言い、後ろからでも見えるカイゼル髭をたく
わえた、巨大漢でありました。

西南の役では軍曹で後軍、有名な四原坂の戦で左の大
腿に貫通銃創を受け、片足はつま先きだけしか地につか
ぬ、ひどい跛でした。古来の話では、その時の治療方法
は、勿論麻酔なしで、焼酎をしみ込ませた棕櫚繩を引き
通し、二三回往復させる荒療治で、さすがの西郷型の偉
丈夫も、この時ばかりは大粒の涙で、「痛い痛い」を連
発し、十人ばかりで押さえつけて手当したそうです。

筆者子供の頃、家が近かったので、近所の腋自連と、
当時日池の緋繩が珍らしかったので、豊氏不在と確かめ、
裏の池で赤い繩を追い廻していたところ、どうした偵察
ミスであったか、塔らぬ草が在室中で、「コラッ」と大
声一喝に、無我夢中に逃げたものです。でも登校途中な
ど、頭をちよつと下げると、「やッ お早よう、しつか
り勉強せよ」と、笑顔で応じてくれるよいおじさんで
した。

氏日後記碑文にある通り、明治三十年五月明治村長に
就任、四期十六年間勤めたが、着任の翌年早くも、村内
尺間地区・大坂本地区にある官有地二百八十町歩余を、
明治村育地に松下げるべく、着目決意しました。

床木地区共有地は天領分で、簡單に共有地になつたよ
うに思われますが、前々号で書きおとした分を補足しま
すと、天領即ち幕府領分の外に、佐伯藩に属する六十石

部落(十四戸)があり、字名をトノヤマ(殿山)と呼ぶ
佐伯藩領があり、維新当時片木庄屋、片木新政府の戸長
いずれ相反目があったと思つたが、双方先見の明があり、
いち早く共有地とすべく、藩領分の一部約一反五畝歩を
売らせ、残り一町五反部を字名大平として、床木区へ六
十石部落共に編入しました。これにも河野豊氏が尽力し
た由、記録には見当らぬが古史談です。軒下から官地の
溝も木立の一帯、広大な官地のある青山など、惜しいけ
れ共、仕方なかったのだでしょう。現在六十石と名目残
つてはいるが、戸数は二、三戸で、岡田部落に合併してお
ります。

さて、河野村長まず、山林区役所(現在佐伯市大手区
小野齒科医院のとこ)の所長某(特になし)と口
説きおとし、大林区(熊本)役所長への橋渡しを頼みこ
み、明治村内全部の官有地松下願書を作製し、それを持
つて熊本へ乗込んだが、受付けるどころか、けんもほろ
ろの挨拶。でも「見らぬでもよい。貴官の机の上に置く
だけでよい」とね成りにね成り、返答も聞かず、第一回
は置いて帰ったそうです。

今でこそ熊本は車で四、五時間間の距離も、交通機関の
発達してないその当時、片道三日半から四日、遠道は歩
けなない跋で、おれは、馬を乗り継いでの旅、手に振り太の
櫛の仕込杖、書類鞆に替え茶籠の旅でした。大分、熊本
県境付近は波野が原といひ、人煙稀な辺境、明治中期で
も野盗の出没する噂のあった所、古史談だが、河野村長
熊本参り二十回近い内のある時、怪しい男二人連れが近
寄つて来た。それと知つた馬方氏、早くも色を矢つた。

河野村長すかさず馬上から、仕込杖をギラリと振りか
ざし「貴様たち何者だ。来い、相手をたす」と大喝、眼
光鋭くカイゼル髭の大男である。まさか跋と知らぬし、

威圧するに足らぬ充分、敵さん^{（原）}這々^{（原）}の体で退散したとか、
以未馬方氏も、佐伯の村長さんなら、と、夜道でも便宜
をはかってくれた由です。

河野村長の徳本通いが、他村の村長達にも知られ、「
何用で行くのか」と問われたしまたが、まさか林区役
人の一番恐れている、官地松下運動とも言えず、実は旧
藩領民と、天領住民との合同村で、居り合いが悪く、村
政運営上の智恵借りに徳本参りをするのだと、言い続け
ていたそうでありました。

河野村長の松下願提出以来実に十三年目、其の熱意と
押し強さ、時には哀願し、時には激論の応酬と、ある
いは文書で中央政府にも願書を送り、さしもの大林区役
所へ現在の菅林局へ側し、他村を煽動せぬようにと、口
頭ではあったが一本釘をさされて、やっと許可されまし
た。

松下げ代金は、当時としては巨額だったので、銀行か
ら借入れて完納しました。村底の中は、河野村長の余
りにも熱心な徳本通いを、甘い汁でもあるよう誤解し、
若干の批判の声もあつたが省略します。

松下げとつけて、滑沢で明治村の村有林となつた奥山
の松は、直立で、杉と変らぬ巨木、弁甲伐へ長さ十四尺
の二尺二寸角とか）が夥しい量です。また、木炭製造用
雑木林が、これまた数百枚手（一枚手というのは一つの
畝に寄せられる範囲の広さ）で、山仕事の家や場は出
来るとし、これらの売却代金は、銀行へ元利を返済して、
尚多額の残金は村財政へ繰入れられるし、色目で見
てきた連中も、河野村長の誠意ある行動に、感謝・心服す
るばかりでありました。

以上、田明治村共有地入手のいきさつを述べました。が、
当の河野村長は家に一男一女があり、女子の方は未婚二

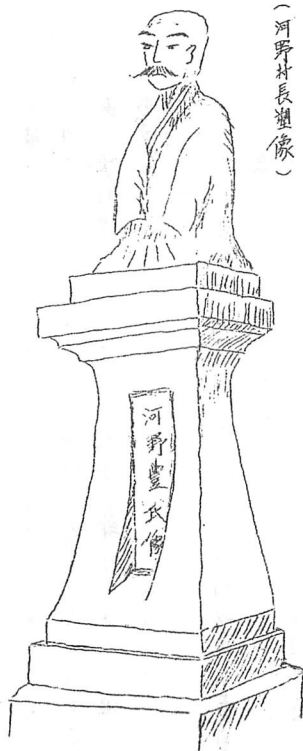
十歳ばかりで死亡。孫はこれまた一男一女出来たが、今
度は男子が独身で死亡、今は他家に嫁いだ女性があるの
み、家屋敷も人手に渡り、現在は他人が住み、河野家は
死に絶えた格好で、残念でなりません。

それで碑文にあるように、河野村長の献身的努力で、
明治村が入手した広大な村共有地からの収入が、明治村
の財政に寄与し、田明治地区民に将来に亘って恩恵を
たらすもので、感謝の意をこめて、村の中心地植松の愛
宕神社の参道に、河野村長の顕徳像を建設したのであり
ます。

昭和三十一年町村合併で弥生村誕生の折、一百四歩
を新村に提供、残り一百七十七歩四反歩余を明治地区共
有地として、未造林地を床木地区同様、逐次造林してい
ます。この拙文を読んで下さるみなさん、金額の記入
がないし、人名も某としてあるので物足りぬと思ひます
が、資料提供をして下さった方々の希望でありますので、
ご容赦下さい。

ただ一つ、一年四月一日開校の、町立明治小学校、同
幼稚園の建設費について、床木地区負担分引当金として
中尾の自然生松林や雑木林を、五百七拾万円で昨年売却
し、大部分をそれから支出するようになっております。

(河野村長遺像)



弥生所植松の愛宕神社鳥居横の、旧明治村役場前、見上げるような高さの台座の上に、河野豊氏の座像(葛藤)があり、和服姿で手は見えない。青銅粉入りセメント製の塑像で、日んとの銅像のようです。

正面には太い字で

河野 豊氏 像

とあり、背面に次の碑文が刻まれてあります。

明治三十年五月市野瀬宇太郎氏ノ後ヲ亨ケニ代目
明治村長ニ選任大正二年五月迄四期満十六年ノ長
キ間銳意村政ニ尽瘁歳多ノ功績ヲ残ス特ニ明治三
十一年ヨリ同四十五年ニ亘ツテ村内ニ有スル官有
林全部ノ松下ヲ達成シ其ノ一部ヲ閑係部落及寺院
ニ残余ハ本村有林ニ歸入ス 是ガ爲後代村民ノ被
ムル恩恵ハ蓋シ計リ知レザルモノアリ 茲ニ其ノ
功績ヲ顕彰シ洪恩ニ感謝ノ誠ヲ捧ゲンガため此ノ
尊像ヲ建設ス

昭和二十六年十月 建設

建設者は名前がないが、明治村でしょう。碑文は床木久保出身の河野常治(故人、子孫は清川村に在住)です。

編者より

(トわり)

○ 前頁河野村長の塑像、写真による模写で風ぼうその他、似ていない点が多いと思いますが、お許しを乞う。

○ 尚、河野豊氏については、佐伯史談「第六十号」一〇頁に「御土の先覚者たち」と題し、会員山本保氏の研究結果が載っております。

(16ページ下段のつづき)

ノ披屋ニヨリテ条件緩和ノ斡施ヲナスモノトス
財産ヲ有スル移住者ノ負債ハ左記割合ヲ以テ延
断シ債権者ニ対シテ条件緩和ノ斡施ヲナス、但シ
財産処分ノ代行ヲ委託セサルモノニ対シテハ此ノ
限りニアラズ

○ 財産評価価額格三〇〇円マデ、四割以内ヲ負債
償還ニ充当、残額本人交付

○ 財産評価価額五〇〇円マデ、七割以内ヲ負債
償還ニ充当、残額本人交付

○ 財産評価価額五〇〇円ヲ越ユルモノ、八割五
分ヲ負債償還ニ充当、残額本人ニ交付スル
モノトス

第八条

分村移住者ノ入担保負債ニ対シテハ前条割合ニ
依リテ債権者ニ対シテ条件緩和ノ斡施ヲナス

第九条

分村移住者ハ実ニ村更正ノ先導者ニシテ且ツ固
策新東亜建設ノ礎石タル所以ナルヲ以テ其残サレ
タル墳墓ノ祭祀ニ関シテ後願ノ憾ナカラシムルモ
ノトス

(一) 移住者ノ墳墓ハ部落男女青年小児児童ヲ以テ常
ニ清掃ヲナスモノトス

(二) 祭事季節ニハ部落ヨリ香華ヲ供スルモノトス

(三) 移住者ノ希望ニヨリテハ臨時祭事執行ノ斡施ヲ
ナス此ノ場合ハ経費ハ移住者ノ負担トス

第十条

分村移住者ニ対シテハ毎年一回慰問ノタメ代表
者ヲ派遣シ本村トノ親和ヲ緊密ナラシム

第十一条

分村移住者ノ送迎及其残サレタル招致スベキ
家族ノ援助ハ出征兵士ニ準ジテ執行スルモノトス

付則

本規程ハ昭和十五年四月一日ヨリ施行ス (以上)